

外郭団体等検討委員会 部会における検討状況（報告）

1 検討の経過

開催回	検討内容
（第1回委員会時） （5月30日）	重点検討団体（6団体）以外の37団体の改革基本方針等の見直しについて、社会経済情勢の変化等により修正が必要な団体について、該当団体からの申し出を中心に、部会方式による検討を行うことが、委員会において了承される。
（第2回委員会時） （6月25日）	部会の進め方について、福田委員長、今井委員、関委員による打ち合わせ
第1回（7月23日）	・「改革基本方針」の修正の申出のあった15団体中10団体について状況説明
第2回（8月31日）	・残り5団体について状況説明 ・第1回時の質問事項について説明、議論
第3回（9月21日）	・第2回時の質問事項について説明、議論 ・各部局施策体系における外郭団体の役割・位置付けについて議論（委員会へ資料提出） ・その他の視点（検討結果（3）参照）からの見直しについて問題提起（改革基本方針の表現の整合性、公益法人制度改革への対応に係る記載の追加など）
第4回（10月29日）	・その他の視点からの見直しについて、対応・考え方の説明、議論

2 検討結果

(1) 改革基本方針の記載を修正する団体：11団体（修正理由・内容について検討、了解）

団体名	修正理由・内容	議論の内容・結果
土地開発公社	・すでにプロパー職員は不在となっており、長期保有地の解消も図られているなどの状況変化を踏まえ修正。	・リニアなどの新たな課題の記載、表記の整合をとるべき （記載を整理）
しなの鉄道	・包括外部監査人の将来の資金需要に係る意見への対応及び現在の状況を踏まえ時点修正	・長野以北の引き受けを踏まえた記載内容を盛り込むべき （記載を修正）
私学教育協会（私学振興協会）	・団体の統合及び私学関係3団体の貸付事業の統合、団体の名称変更	・出資をしている中で財政的関与の廃止という文言で整理できるのか （記載を整理）
長寿社会開発センター	・老人大学の自主事業化及び他団体との事務局統合に一定の結論を得たことによる修正	・事務局統合の結論について詳細な説明を求める
社会福祉事業団	・県職員の派遣の廃止及びほぼ自立的な経営状況を踏まえた修正	・指定管理の期間、公募・非公募について考え方の説明を求める
中小企業振興センター	・長野県ものづくり産業振興戦略プランの内容に沿って修正	
テクノ財団	・長野県ものづくり産業振興戦略プランの内容に沿って修正	・具体的なプロジェクトについての説明を求める
飯伊地域地場産センター	・名称変更に伴う修正（飯伊地域地場産業振興センター 南信州・飯田産業センター）	
職業能力開発協会	・県職員派遣の引揚げに伴う修正（H22以降県職員の派遣を廃止、今後も派遣の予定なし）	・職員の引揚げに伴う協会への影響について（民間からのマネージャーの登用で対応）
林業コンサルタント協会	・県出資比率の引き下げに伴う修正（出資比率：100% 16.7%）	・出資比率の引き下げの理由について（受益者負担の考え方を説明）
林業労働財団	・改革基本方針の記載に係る修正（存続 事業の効率化）	

(2) 出資等外郭団体から除外する団体：4 団体（除外理由について検討、了解）

団体名	除外理由
私立幼稚園協会	貸付事業の私学教育協会への統合に伴い、県出資も移管したため、出資関係がなくなったことによる除外
私立短期大学協会	
地域包括医療協議会	出資及び継続的な財政支出を行っておらず、今後も予定がないことによる除外
建築住宅センター	人的・財政的支援の廃止による除外

(3) その他の視点からの見直し

視点・指摘	対応・考え方
<p>・「改革基本方針」の表記について整合を図る必要があるのではないか。 （「自立的な運営」に関して、現行では団体の自立的な運営、自立的な運営を継続等、複数の表現があるなど、整合がとれていない。）</p>	<p>・表記全体を整理、修正 （内容が同一で異なる記載となっている団体については表記を統一（例：「自立的な運営」）するほか、団体の現状に即した表記に修正し、整合をとる。）</p>
<p>・出資があるにもかかわらず、「県の関与の廃止」、「県の関与は今後も行わない」という表記は整合がとれないのではないか。</p>	<p>・表記全体を整理、修正 （出資をしている団体については「関与の廃止」とはせず、「自立的な運営」とするなど必要な用語の整理を行う。）</p>
<p>・公益法人制度改革への移行に係る記述をするべきではないか。</p>	<p>・対象の団体（43 団体から除外する 4 団体、株式会社・特別法人 11 団体を除く 28 団体）については、移行に係る記載を行う。</p>
<p>・包括外部監査の意見を踏まえ、出資等の取扱いについて考え方を整理するべきではないか。</p>	<p>・以下の考え方を整理し、改革基本方針の本文中へ記載を行う。 出資等の取扱いについては、団体ごと、出資等の使途目的と成果を検証し、県の出資が役割を終えていないか、意義が薄れていないかについて調査・検討を実施 検証結果に応じて、所管部局において出資等の返還（寄付）の可能性について団体と協議</p>
<p>・包括外部監査の意見を踏まえ、仕組債への対応を記述するべきではないか。</p>	<p>・改革基本方針の本文中に「原則として新たな仕組債は購入しない等、適正なリスク管理に努める」旨など、対応に関する記載を行う。</p>

3 今後の予定

- (1) 部会における検討結果を踏まえ、改革基本方針本文及び団体ごとの方針に係る具体的な記載を修正
- (2) 該当部局及び団体との調整
- (3) 重点検討 6 団体に係る修正と併せ、委員あて内容確認を依頼
- (4) パブリックコメントを実施のうえ公表